

# 高齢者虐待防止のための指針

## 社会福祉法人あさひ福祉会

特別養護老人ホームこうほく  
こうほくショートステイ  
こうほくデイサービスセンター  
こうほく介護支援センター  
グループホーム しんこう  
ケアハウス いなさと

## 1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資する事を目的に、高齢者の虐待防止とともに高齢者虐待の早期発見、早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為を何れも行いません。

## 2 虐待の種類と具体例（別表参照）

### ① 身体的虐待

（高齢者に対して暴力行為ややむを得ない場合以外の身体拘束、行動や言動の制限、強制的行為のこと）

### ② 介護・世話の放棄「ネグレクト」

（意図的かどうかに関わらず、日常生活に必要な介護や生活の世話を放棄、放任し、生活環境や身体、精神的状態を悪化させていること）

### ③ 心理的虐待

（高齢者に対して暴言・威圧・侮辱・脅迫・無視・拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）

### ④ 性的虐待

（高齢者にわいせつな行為をする事、高齢者にわいせつな行為や性行為の強要や性的暴力、性的羞恥心を喚起する行為の強要、性的嫌がらせなど）

### ⑤ 経済的虐待

（養護者又は高齢者の親族が本人の同意がなく、財産を不当に処分する事、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること）

## 3 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当法人では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたり「高齢者虐待防止委員会」を各事業所に設置します。委員の構成は法人の「委員会別委員会名簿」に沿い、委員会の運営等に関しては、各事業所の管理者により決定されます。

また、虐待防止に関する措置を適切に実施する為の虐待受付担当者を配置します。

### ① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

## ② 高齢者虐待防止委員会の開催

- ・ 委員会は、事業所ごとに年1回以上開催します。
- ・ 虐待事案発生時等、必要な際には随時委員会を開催します。
- ・ 身体拘束委員会や関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて法人内での事業所と連携して高齢者虐待防止委員会を開催する場合があります。
- ・ 会議の開催には、テレビ会議システムを用いる事があります。

## ③ 高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

## 4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

法人職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ② 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤ 発生した場合の改善策
  - ・ 事業所ごとに法定回数以上の研修を実施します。
  - ・ 新任職員への研修の実施（入職時には虐待防止の為の研修を実施）
  - ・ 研修の実施内容については、研修資料・出席者等を記録・保管します。

## 5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。
- ③ 法人内で虐待等の発生後、その再発の危惧が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を合わせて市町村に報告を行います。

## 6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、事業所ごと定められた虐待防止担当者とします。
- ② 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。また、虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- ③ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

## 7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

## 8 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、各事業所の苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
- ② 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 9 当指針の閲覧について

当指針は、利用者とそのご家族等をはじめ外部の者に対しても、いつでも事業所内及びホームページ上にて閲覧ができるようにし、虐待防止対応についても周知を図るものとします。

## 10 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、各地区における社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により開催される虐待に関する研修会等にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

令和6年1月1日施行

令和8年2月1日改訂

厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 要介護事業者による高齢者虐待類型に基づく

別表

区分	具体的な事例
① 身体的虐待	<p>① 暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。</li><li>・ ぶつかって転ばせる。</li><li>・ 刃物や器物で外傷を与える。</li><li>・ 入浴時、熱い湯やシャワーをかけて火傷をさせる。</li><li>・ 本人に向けてものを投げつけたりする。 等</li></ul> <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。</li><li>・ 介護がしやすい様に、職員都合でベッド等へ抑えつける</li><li>・ 車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。</li><li>・ 食事の際に、職員の都合で本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる 等</li></ul> <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束、抑制</p>

<p>② 介護・世話の放棄、放任</p>	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り高齢者の生活環境、身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする。髪、髭、爪が伸び放題、汚れの酷い服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。</li> <li>・褥瘡（床ずれ）が出来る等体位の調整や栄養管理を怠る</li> <li>・健康状態の悪化をきたす程に水分や栄養補給を怠る。</li> <li>・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。</li> <li>・室内にゴミが放置されている、ネズミやゴキブリがいる劣悪な環境に置かせる 等</li> </ul> <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 等</li> </ul>
<p>区分</p>	<p>具体的な事例</p>
	<p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等使用させない。手の届かない所におく</li> <li>・必要な眼鏡、義歯、補聴器等があっても使用させない等</li> </ul> <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的 手だてをしていない。 等</li> </ul> <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>

<p>③ 心理的虐待</p>	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る、罵る。</li> <li>・「ここ（施設・居宅）に居られなくしてやる」「追い出すぞ」等と言い脅す。 等</li> </ul> <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗や食べこぼし等老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</li> <li>・日常的にからかったり「死ね」等の侮辱的な事を言う。</li> <li>・排泄介助の際に「臭い」「汚い」等と言う。</li> <li>・子供扱いするような呼称で呼ぶ。等</li> </ul> <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視する様な発言態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「意味もなくコールを押さないで」「何でこんな事ができないの」等という。</li> <li>・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。</li> <li>・話しかけ、ナースコール等を無視する。</li> <li>・高齢者の大切にしている物を乱暴に扱う、壊す、捨てる</li> <li>・高齢者がしたくても出来ない事を当てつけにやってみせる、他の利用者にやらせる 等</li> </ul> <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレを使用出来るのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使うこと。</li> <li>・自分で食事が出来るのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 等</li> </ul> <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の家族に伝えて欲しいという訴えを理由なく無視して伝えない。</li> </ul>
<p>区分</p>	<p>具体的な事例</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理由も無く住所録を取り上げる等、外部と連絡を遮断する</li> <li>・面会者が訪れても。本人意思や状態を無視し面会させない</li> </ul> <p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。</li> <li>・自分の信仰している宗教に加入するように強制する。</li> <li>・入所者の顔に落書きをしカメラ等で撮影し他職員へ見せる</li> <li>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。</li> <li>・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする</li> </ul>
④ 性的虐待	<p>① 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。</li> <li>・性的な話を強要する（無理に聞かせる、無理に話させる）</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせて映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。</li> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。</li> <li>・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せない為の配慮をしない。等</li> </ul>
⑤ 経済的虐待	<p>① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付、贈与するように強要する。</li> <li>・金銭、財産等の着服、窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、お釣りを渡さない）</li> <li>・立場を利用して「お金を貸して欲しい」と頼み、借りる</li> <li>・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 等</li> </ul>

※ 身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断する事が出来ます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮する事で、その物理的力が人の身体に接触する事は必要でない。例えば、人に向かって石をなげる又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）